

厚生労働省発雇均 1111 第 86 号

令和 2 年 11 月 11 日

労働政策審議会

会長 鎌田 耕一 殿

厚生労働大臣 田村 憲久



厚生労働省設置法（平成 11 年法律第 97 号）第 9 条第 1 項第 1 号の規定に基づき、別紙「押印を求める手続の見直しのための厚生労働省関係省令の一部を改正する省令案（仮称）要綱（雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇の確保等に関する法律施行規則、個別労働関係紛争の解決の促進に関する法律施行規則、次世代育成支援対策推進法施行規則及び女性の職業生活における活躍の推進に関する法律に基づく一般事業主行動計画等に関する省令の一部改正関係）及び押印を求める手続の見直しのための厚生労働省関係告示の一部を改正する告示案（仮称）要綱（妊娠中及び出産後の女性労働者が保健指導又は健康診査に基づく指導事項を守ることができるようにするために事業主が講ずべき措置に関する指針の一部改正関係）」について、貴会の意見を求める。

押印を求める手続の見直しのための厚生労働省関係省令の一部を改正する省令案（仮称）要綱（雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇の確保等に関する法律施行規則、個別労働関係紛争の解決の促進に関する法律施行規則、次世代育成支援対策推進法施行規則及び女性の職業生活における活躍の推進に関する法律に基づく一般事業主行動計画等に関する省令の一部改正関係）

第一 雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇の確保等に関する法律施行規則の一部改正

調停案を受諾したときに紛争調整委員会に提出する書面について、関係当事者の押印を不要とすること。

第二 個別労働関係紛争の解決の促進に関する法律施行規則の一部改正

一 あっせん案を受諾したときにあっせん委員に提出する書面について、紛争当事者の押印を不要とすること。

二 様式第一号について、押印欄を削除すること。

第三 次世代育成支援対策推進法施行規則の一部改正

様式第一号、様式第二号及び様式第三号について、押印欄を削除すること。

第四 女性の職業生活における活躍の推進に関する法律に基づく一般事業主行動計画等に関する省令の一部

## 改正

様式第一号及び様式第二号について、押印欄を削除すること。

## 第五 その他

- 一 この省令は、公布の日から施行すること。
- 二 この省令の施行に関し必要な経過措置を定めること。
- 三 その他所要の規定の整備を行うこと。

押印を求める手続の見直しのための厚生労働省関係告示の一部を改正する告示案（仮称）要綱（妊娠中及び出産後の女性労働者が保健指導又は健康診査に基づく指導事項を守ることができるようにするために事業主が講ずべき措置に関する指針の一部改正関係）

第一 妊娠中及び出産後の女性労働者が保健指導又は健康診査に基づく指導事項を守ることができるようにするために事業主が講ずべき措置に関する指針の一部改正  
別記様式について、押印欄を削除すること。

## 第二 適用期日等

- 一 この告示は、告示の日から適用すること。
- 二 この告示の適用に関し必要な経過措置を定めること。